

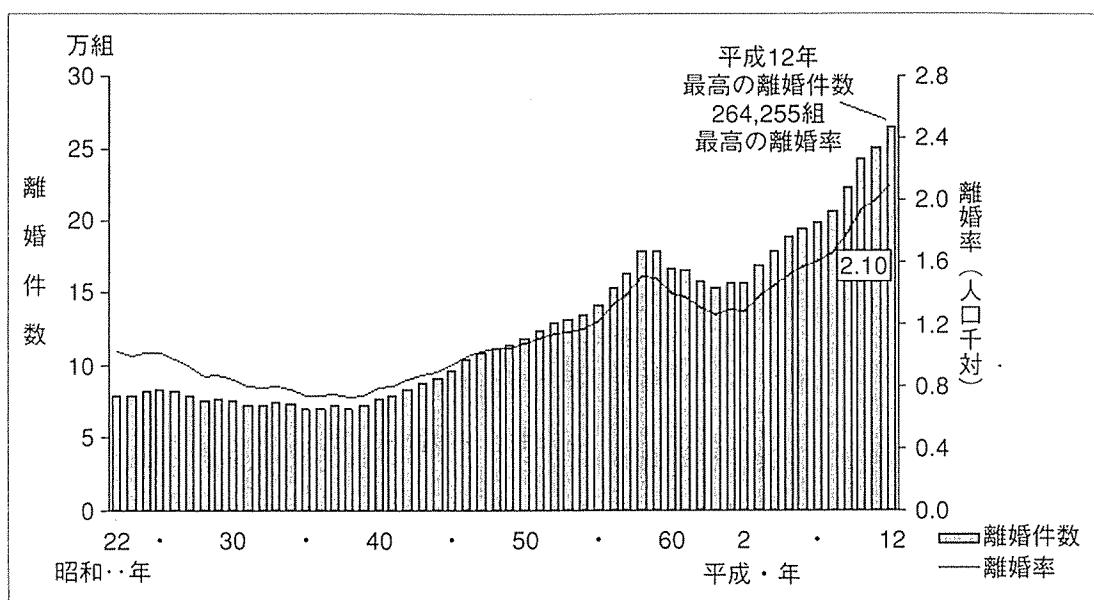
第Ⅰ部 離婚についての統計資料の分析

第1章 我が国の離婚の概要

第1節 離婚率の動向

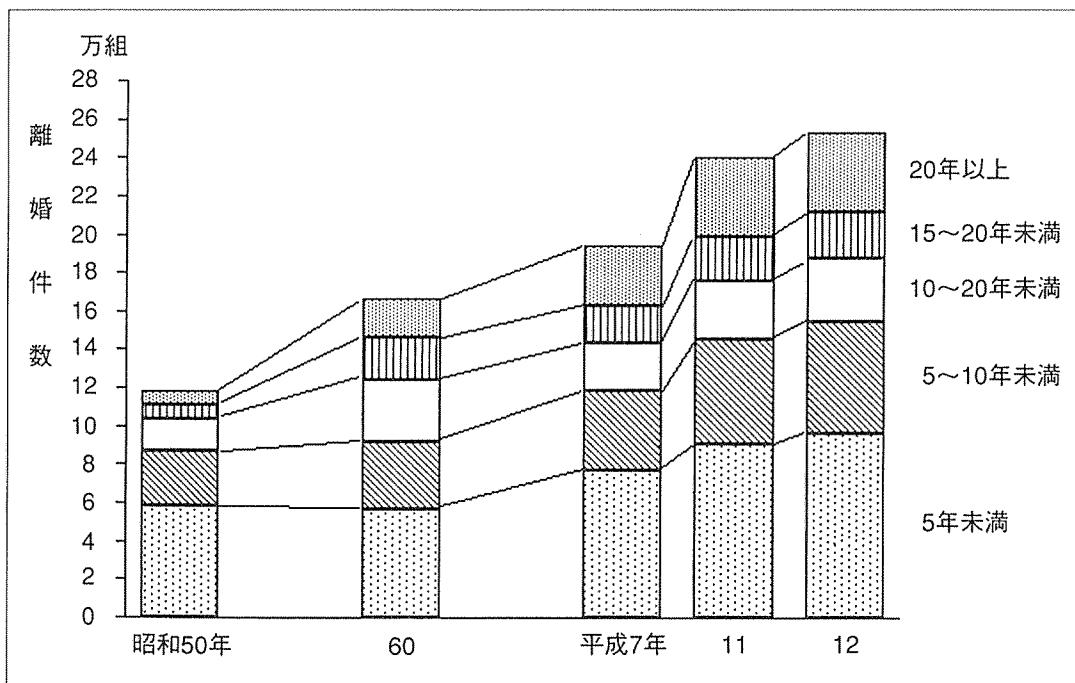
離婚とは、法的に婚姻関係のある夫婦が、正式に離婚の手続きをすることである。図表1.1は過去50年間の離婚率と離婚件数の推移である（厚生統計協会、2001）。戦後の復興期には減少傾向にあったが、高度成長期の弊害が見え始めた昭和40年（1965年）頃から増加に転じ、その後、バブル期にはいったん減少するが、景気の悪化とともに再び増加している。平成12年（2000年）の離婚件数は26万4255件で史上最多となった。同年の婚姻件数が、79万8140件である（厚生統計協会、2001）ので、結婚する夫婦の約3組に1組の割合で離婚していることになる。

図表1.1 離婚件数及び離婚率の年次推移（厚生統計協会（2001）より引用）



次ページの図表1.2は、同居期間別に見た離婚件数の年次推移である（厚生統計協会、2001）。マスコミでも報じられているように同居期間20年以上の離婚、いわゆる熟年離婚が増加している。その一方で、離婚全体を見れば、同居期間10年未満の夫婦の離婚が全体の6割近くを占めている。これは、幼い子どもを連れての離婚が増えていることと直結している。

図表 1.2 同居期間別離婚件数の年次推移(厚生統計協会(2001)より引用)

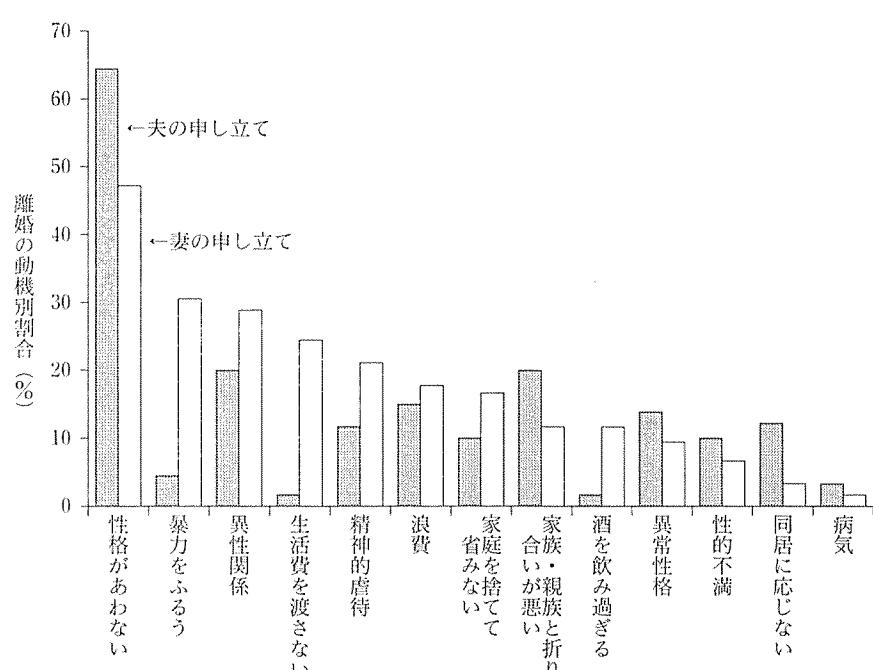


第2節 離婚の理由

図表 1.3 は、離婚の申し立て理由である。男女ともに離婚理由で最も多いのは、「性格の不一致」であり、その内容は「自分勝手」、「発言と行動が異なる」などがあげられている。2位以下では男女に違いが見られ、男性では2位「異性関係」、3位「家族・親族と折り合いが悪い」となり、女性では2位「暴力をふるう」、3位「異性関係」となっている（最高裁判所、1997）。

図表 1.3 離婚の申し立ての動機別割合 —平成 10 年—(最高裁判所(1997)より引用)

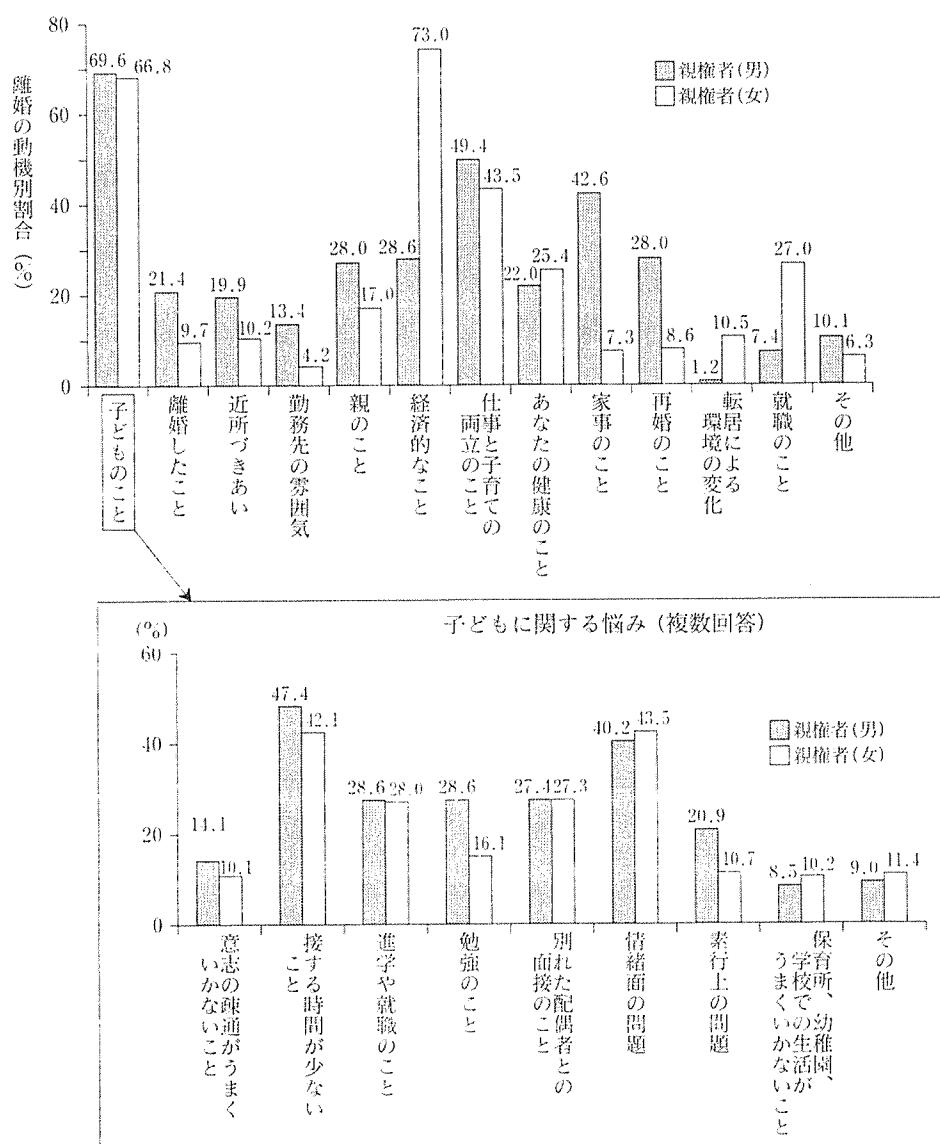
注：申立人の言う申立ての動機。なお、申立ての動機は、1件につき3個まで重複計上しており、各動機ごとの割合は、総数に対する割合であるから、これを合計すると100を超える。



第3節 離婚により生じた悩み

図表1.4は、子どもがいる夫婦の離婚により生じた悩みである(厚生統計協会, 2000)。父親が子どもを引き取った場合は、1位が「子どものこと」、2位が「仕事と子育ての両立のこと」となっている。母親が子どもを引き取った場合は、1位は「経済的なこと」、2位は「子どものこと」となっており、男女ともに子どものことが上位にあげられている。子どもに関する悩みの具体的な内容は、「接する時間が少なくなる」「片親になることで子どもが精神的に不安定になるのではないか」「進学や就職のこと」「別れた配偶者と子どもの面接」など多岐にわたる。

図表1.4 離婚により生じた悩み(複数回答)(厚生統計協会(2000)より引用)



第4節 離婚と子ども

離婚の増加に伴って、親が離婚した未成年の子どもの数が年々増えており、その数は約24万7千人に達している（厚生統計協会、1997）。20歳未満の子ども約100人に1人が親の離婚を経験しており、その子ども達の約80%は、母親に引き取られている。別れた父親にも子どもの扶養義務があり、子どもが成人するまでは養育費を負担しなくてはならない。しかし、現実には養育費を払わない父親が多く、継続的に払っている父親は15%程度であり、その平均も子どもひとりあたり、月額約3万円である（最高裁判所、1997）。

離婚後、別居中の親と子どもの面会状況は、「全く会わない」とするものが、父親・母親とも半数近くを占めており、「ほとんど会っていない」と「月に1—2回」の面会が、約20%となっている（厚生統計協会、1997）。そのため日本では、離婚が、離れて暮らす親と子どもとの関係の遮断を意味する場合がある。

第5節 離婚増加の社会的・文化的背景

1. 性別役割分業への批判の高まり

日本では1960年代の高度経済成長期以後、サラリーマンの核家族世帯が著しく増加した。この核家族は、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業を営み、それが社会からの要請と一致して、経済的にも精神的にも安定した平均的家族として急速に浸透した。しかし、女性は、高学歴化、高就業率化のなか、ながらく続いたこの性別役割分業に疑問を持ち始めた。現状では、あらゆる領域において男女が平等に待遇されているとは到底言い難いが、女性が従来は男性の領域とされていた分野にも進出しあり、結婚後も子育て以外に自分なりの人生目標を持つようになっている。その一方で、男性は従来通りの結婚をイメージし、性別役割分業に賛同している場合が多く、男性と女性では結婚に対する意識に違いがあることが指摘されている（厚生統計協会、1999）。このような家庭内の役割分担に関する夫婦の意識差が、離婚が増加している要因のひとつとなっている。

2. 離婚観の変化

離婚に対する考え方について、総理府が1972年（昭和47年）に実施した調査と1997年（平成9年）の調査を比較すると、「相手に満足できない時は離婚すればよい」について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた者が、男女ともに約20%から約50%へと急増した。さらに、「問題のある結婚生活なら早く解消した方がよく、望ましい」には、20代の方が60代よりも、そして女性の方が男性よりも肯定率が高い（経済企画庁、1992）。現代の一般的な傾向としては、若い世代ほど、そして女性ほど離婚に対する抵抗感が低い。

3. 女性の経済力の向上

女性の職場進出が進み、とくに既婚女性の就労が著しく増加している。2000年においては、既婚女性のうち37.7%が雇用者として働いており、専業主婦の33.5%を上回っている（総務省、2001）。このように女性の雇用機会が増え、さらに児童扶養手当などの社会保障が不十分とはいえない制度化されたことで、女性が子どもを引き取って離婚をしても、生活していくための最低限の経済的条件が確保できるようになり、離婚後の生活の見込みが明るくなった。これも離婚増加の要因のひとつである。

4. 破綻主義の風潮

日本では、長い年月にわたり、離婚原因を有する側からの離婚請求を認めないという有責主義の立場をとっていた。しかし 1960 年代以降、各国が離婚法を改正して破綻主義を採用するようになり、日本でも、1980 年代に入って、有責者からの離婚請求が判決で認められるようになった。破綻主義では、現実に夫婦関係がなく家庭が崩壊して一定期間が経過しているのであれば、法律上の夫婦であっても意味がないので離婚を認めるという考え方である。現在は、民法改正要綱案で「5 年別居離婚」が論議されており、実体のない夫婦は、離婚するほうがよいという意識が高まっている。

第Ⅰ部 我が国の離婚の概要 要約

【離婚率の動向】

離婚件数は年々増加し、2000 年は過去最高となった。結婚する夫婦の約 3 組に 1 組の割合で離婚している。また、同居期間 10 年未満の夫婦の離婚が、全体の 6 割を占めており、幼い子どもを連れての離婚が増えている。

【離婚の理由】

男女ともトップは、「性格の不一致」であり、その内容は「自分勝手」、「発言と行動が異なる」などが、あげられている。

【離婚により生じた悩み】

子どものいる夫婦の場合、男女共通の悩みのトップは、子どものことである。具体的な内容は、「接する時間が少なくなる」、「片親になることで、子どもが精神的に不安定になるのではないか」など多岐にわたった。

【離婚と子ども】

離婚する夫婦の約 6 割に未成年の子どもがおり、その子どもの約 8 割は、母親に引き取られる。離れて暮らす父親にも子どもの扶養義務があり、子どもが成人するまで養育費を支払わなければならないが、継続的に支払っている父親は約 15% 程度である。

【離婚増加の社会的・文化的背景】

＜性別役割分業への批判＞

男性は、「男は仕事、女は家事と育児」という性別役割分業に賛同している場合が多いが、女性は疑問を持ち始めており、家庭内の役割分担に関する夫婦の意識差が、離婚増加の要因のひとつとなっている。

＜離婚観の変化＞

離婚に対する考え方の世論調査（総理府、1997）によると、「相手に満足できない時は、離婚すればよい」という意見について、男女とも約半数が肯定しており、離婚に対する意識が寛容になってきている。

＜女性の経済力の向上＞

女性の雇用機会が増加し、子どもを引き取って離婚しても生計を維持することが可能になった。

＜破綻主義の風潮＞

実体のない夫婦は、離婚するほうがよいという意識が高まっている。